

SusHi Tech Tokyo 2025 実行委員会会則

(目的)

第1条 この会則は、SusHi Tech Tokyo 2025 実行委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置された、SusHi Tech Tokyo 2025 実行委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(定足数)

第2条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(代理出席)

第3条 委員が出席できない場合は、委任状（様式）により代理人をたてることができる。

(議決事項)

第4条 委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること。
- (3) 予算の編成及び決算の承認に関すること。
- (4) 委員の任命及び解任に関すること。
- (5) その他委員会の運営に関する重要な事項に関すること。

2 議決事項は、出席した委員（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、委員会の議決に代えることができる。

(有識者からの意見聴取)

第5条 委員長は、委員会の議事に関して、専門的な知見・経験を有する者から意見を聴く必要があると認めるときは、委員の過半数の同意を得て、その者を委員会に参加させることができる。

(経費)

第6条 委員会の運営に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(謝金の支払い)

第7条 事務局は、実行委員会の委員に定める者であって実行委員会に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都総務局外部講師謝金支払基準に準じて支払う。このことは、第5条により参加を許した有識

者についても同様とする。

(残余財産)

第8条 委員会が解散するときに存する残余財産は、東京都の負担金の残余として東京都に返還する。

(守秘義務)

第9条 スタートアッププログラムの実施及び委員会の活動において情報を知り得た者は、その情報を委員長の許可なく、第三者に開示もしくは漏洩し、または委員会の活動以外の目的に使用してはならない。

(補 則)

第10条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は令和6年7月25日から施行する。

委任状

(SusHi Tech Tokyo 2025 実行委員会)

(代理人)

団体・職名 _____

氏 名 _____

上記のものを代理人と定め、委任します。

年 月 日

(委任者)

団体・職名 _____

氏 名 _____